

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

竹原市長 様

(申請者)

住所 竹原市中央〇〇丁目〇〇番〇〇号  
電話番号 (0846) 〇〇-〇〇〇〇  
名称 〇〇〇〇株式会社  
氏名 竹原 一郎  
(代表者名)



産業競争力強化法第114条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容・期間

区分	創業支援事業者	内容	期間
経営	竹原商工会議所	<input checked="" type="checkbox"/> 集合研修 <input type="checkbox"/> 個別支援	平成28年 9月〇〇日 ~ 平成28年 9月〇〇日 (4日間)
財務	同上	<input checked="" type="checkbox"/> 集合研修 <input type="checkbox"/> 個別支援	平成28年 9月〇〇日 ~ 平成28年 9月〇〇日 (4日間)
人材育成	(公財) ひろしま産業振興機構	<input type="checkbox"/> 集合研修 <input checked="" type="checkbox"/> 個別支援	平成28年 10月〇〇日 ~ 平成28年 11月〇〇日 (4日間)
販路開拓	同上	<input type="checkbox"/> 集合研修 <input checked="" type="checkbox"/> 個別支援	平成28年 10月〇〇日 ~ 平成28年 11月〇〇日 (4日間)

2. 設立する会社の商号(屋号)・本店所在地

・商号(屋号) 〇〇〇〇  
・本店所在地 竹原市中央〇〇丁目〇〇番〇〇号

3. 設立する会社の資本額 300 万円 (会社の場合)

4. 事業の業種、内容 飲食業: カフェ・レストラン

5. 事業の開始時期 平成28年〇〇月〇〇日

※ 2~5は、認定特定創業支援を受けて設立する会社、事業の開始時期について記載してください。すでに事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

証明日 平成 年 月 日 (竹産第 号)  
竹原市長 印  
申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限 平成 年 月 日まで

## 【特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項】

### 1. 会社<sup>※1</sup>設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減<sup>※2</sup>を受けることが可能です。

登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税は3万円に軽減されます。

- (2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の権限を受けることができません。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の減免措置を受けることができません。

### 2. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6か月前から支援<sup>※3</sup>を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※3 信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、すでに信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

- (2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の者が支援対象の要件となります。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

### 3. 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

- (1) 特定創業支援事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、利用することが可能です。（別途、審査を受ける必要があります。）
- (2) 創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。